

4.24 「日本関東軍・棄兵棄民學習講演会」

—黒川猛夫氏への質問と返答

- Q) 1. 何年に帰国されましたか?
2. 帰国されるまではどんなお仕事をされていましたか?
3. 麻山事件関係者の集まりはありますか?(70代)
- A) 1. 平成元年(1989年)8月8日に帰国しました。
2. 河川の水利管理局(国の機関)で河川の水量を測定したりする仕事をしていました。
3. 平成6年(1994年)4月6日に「第50回日本満洲開拓哈達河会」に参加した事があります。長野県の信州長岳寺で行われ、計33名が参加しました。(2泊3日)しかし、日本語があまりできなかつたため、参加メンバーとの交流が難しかつたです。一緒に記念写真も撮りました。
- Q) 1. どのような経緯で帰国されましたか?
2. 養父母さんとの関係はどうなつたのでしょうか?
3. 中国では麻山事件はどのように評価されているのでしょうか?
- A) 1. 帰国するには日本側の親族が保証人になるのが必要条件でした。帰国時、保証人が負うべき条件は規定上、7項目ありました。生活費用を保障し、住居を提供し、医療費用の保障、日本の法律の遵守などです。よって、日本の親族間で互いに責任を押しつけ合い、保証人になってくれず最終的には、日本政府が全責任を負う形でやっと帰国できました。
2. 実の子供のように接してくれました。
3. 中国の人たちはこの麻山事件については知らないと思います。
- Q) 1. 養父母に育てられる中で学校に行けたのか?
2. 成長する中で「小日本(鬼子)」ということでいじめや差別を受ける事はあったのか?
3. 中国で大きくなりどんな仕事についたのか?
4. いつどういう思いで日本に帰国したのか?
5. 帰国した後、日本の生活はどうだったか?
6. 日本という国家について、また、日本人に対してどんな思いを持っているか?
7. 今、養父母についてどう思うか?
- A) 1. 中学校卒業後、水文専門学校までの学費をすべて出してくれました。60年代の当初、養父母が出てくれた学費は、当時の中国の一般の家庭でも出せない程の額でした。
2. 小学校の時、いじめられるのは日常茶飯事でした。
3. 河川の水利管理業務に従事しました。主に、降雨量の増減がある時、専用の検測機器で河川の水量などを測定し、その蓄積されたデータは水利部門をはじめ、橋の建設部門、水道部門、水力発電部門、洪水対策部門などへ提供します。
4. 平成元年(1989)8月8日に帰国しました。辛酸を嘗め尽くしました。「落葉帰根、人之常情」という中国語があり、落ち葉が根に帰るよう自分ルーツの祖国に帰るのは当たり前の事です。
5. 帰国後、生活保護を受けながら、最低限の生活を送りました。後に、残留孤児たちが日

本政府の棄民政策に対して不服を申し立て、日本国民と同様な生活レベルを求める訴訟運動を行いました。和解後、国民年金全額を給付するようになり、何とか普通のレベルの生活を送れるようになりました。(知足者常樂:足りるを知る者は常に楽しい気分で過ごせる。)

6. 言葉の問題があり、交流が難しい。日本は安定した経済発展を成し遂げ、国民の生活レベルも高いです。
7. 自分の肉親のように思っている。

- Q) 麻山事件の証人(納富善蔵さんの)の「検証満洲国終焉」のお話も紹介されては?
- A) 納富善蔵は北海道の方で、私の生母の姉の子供の友人です。私が日本へ帰国する際の証人であります。彼が第3回哈達河訪中団の一員として鶴西市へ来た時に初めて会いました。詳細は「麻山事件」中村雪子著・草思社出版(*1)を参照願いします。
- Q) 1. ご両親はどこの出身で、何年に開拓団として中国へ渡られたか?
2. 麻山事件で孤児となられた黒川さんが張さん一家に育てられ、今日に至るまでの経緯。
3. 麻山事件に対する思いを聞かせてほしい。
4. 今のキナ臭い時代の状況を、どのように考えておられるのか?
- A) 1. 香川県生まれです。1937年に武装移民として満洲哈達河に加入了しました。この事実は、「麻山事件」50ページの表を読んで初めて知りました。
2. 養父母には子供がいませんでした。養父母にそだてられてから2年目にして小学校へ通い始めました。最初は言葉が通じず、養父の一番下の妹(私より1歳年上)が毎日私に中国語を教えてくれました。半年経ってから徐々に中国語にも慣れ話せるようになってきました。学校での成績はとても優秀で、私が住んでいた村の中(十数名の生徒)で、私だけが中学校受験に合格しました。小学校6年と中学校3年の学費はすべて養父母が出てくれました。当時の一般家庭ではとても出せる金額ではありませんでした。その後、水文専門学校を卒業後、水利管理部門の国の機関で働きました。十年以上学校に通わせてくれた事に関しては本当に養父母に感謝しています。
3. 満洲国が成立してから、真珠湾攻撃、太平洋戦争に突入し、日本は戦力を失い、例えば東京大空襲等に遭うようになり、日本政府は本土を守るために満洲を遺棄し、その満洲をソ連軍が攻撃しました。満洲の日本国民が帰国途中で遭難し、中には逃亡する者や捕虜になってしまう者、自殺者、病死者、凍死者等の災害に見舞われた事件だと思っています。詳細は「麻山事件」という本や、関連記事、インターネット等を参照して下さい。
4. 今の安倍政権は「安保法」を「安全保障法」と位置付け、ベトナムに艦船を提供したり、アメリカとフィリピン軍と一緒に軍事演習を行ったりしています。今年の6月16日には日米印の合同演習「マラバール」が沖縄付近で行われました。このような演習で日本の安全は保障されるのでしょうか。日本は「安保法」の成立のために中国脅威論を掲げています。アメリカと一緒に歩んで行くのは危険のような気もします。

以上

注: 聞き取り者) 時間、場所、詳細は日本に帰国してから関連する資料、書籍、テレビやインターネットなどから収集されたものです。

4.24 学習講演会「日本関東軍の棄兵棄民政策について」

—黒澤誠司弁護士への質問に対する回答

(8月12日京都法律事務所、口頭にて。文責：日中友好協会大阪府連合会・山本恒人)

I. 黒澤誠司弁護士への4.24 参会者からの全質問とご回答

Q1 ;「高齢化が進む中で戦争体験をどう受け継いでいくか」

A1 ;日本に限らずアメリカでも原爆投下関係者の経験を語り継ぐことの困難が話題となっている。書籍・映像も駆使しながら記録化して残すことが大切。シベリア抑留者の場合は多くの体験記が残されるようになった。個人体験を残していくことが必要である。映像作家のいしとびたさんによる体験者インタビューの映像（第二次大戦後、シベリアに抑留された人々の証言を記録したドキュメンタリー映画「帰還証言 ラーゲリ（強制収容所）から帰ったオールドボーイたち」）は上映会が相次いで行われている貴重な例である。教科書で語り継がれるといいが、検定でどんどん落とされるばかりか、ひどい歴史改竄の扶桑社版教科書採用が広がっている。教科書問題も重要である。

Q2 ;黒澤弁護士が残留孤児問題に関わるようになった契機は？

A2 ;当然救済されるべきだと思った。小学校時代、転入してきた残留孤児2世の言葉がぎごちなくていじめられ、苦労していたという記憶もかかわっている。

Q3 ;残留孤児・婦人の高齢化問題、生活や福祉をどうしていくか。

A3 ;帰国者の方々の日本での係累が判明している場合と、判明していない場合との2種がある。いずれにしろ、経済的には厳しく、就業問題が大切である。多くの場合、福祉の世話になっていた。訴訟や運動の結果、年金の満額補償などがされるようになっているが、十分ではない。健康面では、医者にかかる場合でも、自分の症状や悩みがうまく伝わらないという問題が大きい。2世の方やボランティアの方ががんばってくれているが、フォローが大切である。公共機関の場合は通訳派遣制度もあるが、とくに緊急対応という点では不便である。

若いときに帰国された2世、3世の方は言葉も良くでき、就業問題もないことはないが、よく頑張っておられると思う。京都ではNPO法人中国帰国者京都の会が立ち上げられ、孤児本人の他、2世、3世の方の交流の場となっている。交流して励ましていきたいものだ。

Q4 ;「731部隊」とシベリア抑留者との関係を聞いたことがある。

A4 ;「731部隊」とシベリア抑留の関係については、シベリア抑留、「731部隊」、ゾルゲ事件を取り上げた早大・加藤哲郎客員教授の講演がある。インターネットで講演録を入手できるので、参考にしていただければと思う。「731部隊」は関東軍がかかわった国際法違反の重大事件であるが、8月9日をもって証拠が隠滅された。ただ関係者がもつ重要データの行方問題というはある。東京裁判では関係者が米軍への重要データ提供と引き換えに免責となっている。そして免責された関係者が後にミドリ十字の前身企業を立ち上げ、朝鮮戦争時に負傷した米軍将兵への血漿剤提供で大儲けをして、後のエイズ薬害問題につながっていく。しかし、そのつながりは人の繋がりではあっても、事の直接の繋がりとはいえない。もちろん「731部隊」の研究はベースとして引き継がれているだろう。

シベリア抑留者にも「731部隊」関係者はおり、東京裁判とは別にソ連が独自に行つたハバプロフスク裁判で責任が追及され有罪となっている。ここでは免責取引などは行われておらず、東京裁判とは違いがある。「研究データ」は米ソとも欲しがっており、政治の中で動いたといえよう。ただ、私の知る限り「731部隊」がシベリア抑留の契機となったというように考えることはできない。

Q5；関東軍上層部もシベリア抑留となったが、かれらは抑留者統率に利用されたのではないか。シベリアでの犠牲者は下級兵が大半で上層部の犠牲者はいないのではないか。また上層部で引き揚げ後国会議員になった者はいるか？

A5；上層部では関東軍山田乙三司令官、秦彦三郎総参謀長らが抑留されている。もちろんソ連は60万の抑留者統率のために軍隊階級制度を利用している。施設・労役すべてに階級制度が維持されていた。詳細が判明しているわけではないが、死亡率は兵・下士官で11%、将校で2%、下級兵士の死亡率は将校の死亡率の5.5倍であったとの資料を目にしたことがある。ただ、そうした抑留施設内で残存していた階級制度に対して反発する民主化運動も起こり、「日本新聞」が発行される変化もあった。しかし、帰国後は積極的に民主化運動にかかわった者は共産主義に「洗脳」された者というレッテルを貼られるなどし、苦労されたと聞いている。関東軍の将校で国会議員になった人物に辻政信がいる。参謀本部、関東軍作戦参謀をわたり歩き、日本の戦争遂行に暗躍するが、敗戦後戦犯追及を逃れて潜伏し、政界進出後も暗躍した後、怪死したといいかがわしい経歴を持つ。

Q6；忙しい人にも薦めることのできる参考文献を教えていただきたい。

A6；白井久也『検証シベリア抑留』平凡社新書、2013年3月。全体像を把握するという点でお薦めしたい。（第一章 国家補償を求める抑留者たち、第二章 極東ソ連軍の満洲侵攻、第三章 スターリン秘密指令、第四章 捕虜の収容所生活、第五章 反軍闘争と民主運動、第六章 対ソ交渉の錯誤、第七章 捕虜蔑視という呪縛、第八章 「瀬島疑惑」の謎を解く、第九章 全面解決への道）。

Q7；不破哲三さんの『スターリン秘史』第5巻がこの問題を扱っており、参考になるのでは。

A7；そのとおりで優れた本だが、全6巻の大著の第5巻で扱われており、なかなか気軽にとはいいかないので、余裕のある場合は繙かれたい。

II. 総括質問

Q1；訴訟にあたっての論理をどのように組み立てられたのか。

A1；三本の柱を立てた。

①被告の国は、「国体の護持」を最優先課題として、ソ連に対して「労役賠償」を差し出した。将兵を本人の諒解も得ずして労働力として棄兵したのであり、抑留者に対する「国家賠償義務」がある。

②海外派遣した兵士を敗戦後速やかに帰国させる義務を怠ったのは、「安全配慮義務」違反である。

③長期間帰国できない状態に置かれたものを、速やかに帰国させる政策を取るべきところを怠った国は、その「立法不作為の責任」を問われるべきである。

Q2；どのような証拠資料を掲げたか。

A2；京都地裁における訴訟では、以下の3文書を重要証拠として争った。

①近衛文麿による「和平交渉に関する要綱」（1945年7月）。

その主内容（当日レジメ）；条件（1）の（イ）「国体の護持は絶対にして一歩も譲らざること」。要綱（3）の（ロ）「海外にある軍隊は現地に於いて復員し内地に帰還せしむることに努めるもやむを得ざれば当分その若干を現地に残留せしむることに同意す」。解説（3）の3の（ロ）「若年次兵は一時労務に服せしむること等を含むものとする」。要綱の（4）の（イ）「賠償として一部の労力を提供することには同意す」。

②「朝枝報告」（1945年8月26日大本営朝枝参謀による「関東軍方面停戦状況に関する実施報告」）

その主内容（当日レジメ）；『今後の措置』とし『既定方針通大陸方面においては在留邦人及武装解除後の軍人はソ連の庇護下に満州に土着せしめて生活を営む如くソ連側に依頼するを可とす』、『満鮮に土着する者は、日本国籍を離るるも支障なきものとす』。

③「ワシレフスキイ極東軍司令官に対する報告書」（1945年8月29日、瀬島参謀によるソ連に対する陳情書）の三点を証拠資料のメインにおいた。

その主内容（当日レジメ）；「次は軍人の処置であります。之につきましても当然貴軍においてもご計画あることと存じますが、元々満州に盛業を有し、家庭を有するもの並びに希望者は満州に止まって貴軍の経営に協力せしめ、その他は逐次内地に帰還せしめられたいと存じます。右帰還までの間におきましては、極力貴軍の経営に協力する如くお使い願いたいと思います」とし、元の職場に復帰すれば「食料、交通、一般産業の運営に相当役立つと考えます。その他例えば撫順の炭鉱等において石炭採掘に当たりもしくは満鉄、電車、製鉄会社等に働きさせていただき、貴軍隊を始め満州全般の為本冬季最大難關たる石炭の取得その他にあたりたいと思います」。

上記3文書は、斎藤六郎氏が発見したものであるが、発見の時期が遅かったため、先行していた東京の訴訟（最終的に最高裁で敗訴）で十分な検討がなされないままであったためである。

Q3；最終的に最高裁で敗訴となったが、判決の論点はどうであったか。

A3；判決の論点。

①「国家賠償請求」について；「歴史的事実に対する認定は慎重でなければならない。ところが原告の証拠資料はいずれもさまざまな解釈が可能であり、原告の解釈が唯一とはいえない」。

②「安全配慮義務違反」；終戦時に、もし、被告国において、ソ連の強制抑留の意図を把握していたにもかかわらず、武装解除の上、ソ連の指示に従うように命じたのであれば、問題であるが、ソ連のそうした意図を当時被告国としても予見することはできなかったのであり、「安全配慮義務違反」は成立しない。また、「帰国させる努力義務」を怠ったという点についても、当時GHQの統治下にあって、外交権限は停止されており、ソ連との直接交渉は不可能であった。仮に「国際法違反」の長期抑留があったとしても交渉権限がない。その場合も、GHQ や中立国への働きかけは行われており、「全く放置していた」とは認められない。

③「立法不作為」責任；「立法不作為」については、最高裁の判例では、憲法上の権利行使の機会確保にあたって、立法措置を取ることが必要不可欠であるにもかかわらず、正当な理由もないのに国会がそれを行わない場合を違法としている。今回の原告の主張はこの基準には当てはまらない。「戦後補償」については、戦争損害は国民が等しく甘受すべきものであって、国民の一部にのみ賠償することはできない。

Q4；判決における証拠評価。

A4；

①「和平交渉の要綱」；要綱の作成時点では参戦していないソ連に対して賠償の提案は考えられない。また、ソ連の然るべき人との会談が実現されたとは認定できず、相手側に内容が伝わっていない。

②「朝枝報告」；「既定方針通」りとは国が決めた労役賠償の方針であるが、裁判所の判断は次の通りである。海外に日本国民を可能な限り定着させることが國の方針としてあったとしても、ソ連に対し労役賠償すると述べているわけではない。敗戦により、國土・國民が疲弊している状況下に60万人を迎えるのは不可能であり、時期をずらして帰還できるようになるまで海外にいてほしい、という判断はあったであろう。ソ連側に差し出すということまでは汲み取れない。

③「ワシレフスキー陳情書」；「希望者について土着」と記載されている。内地帰還の希望者については速やかに帰還せしめ、とも記載あり、積極的に労役賠償を申し出たとはとは認定できない。あくまで「本人の意思」によるという立場であって、國の命令で行かせたとは読めない。

Q5；判決批判。

A5；

①「國家賠償義務」の認定は、証拠三文書全体から行われるべきである。そもそも60万人もの將兵がトラブルもなく収容施設に搬送されたのは、棄兵棄民の方針があったからこそである。判決における三文書の理解は、個々の文書を個別に取り上げて評価を行っている。これらが一連の流れの中で作成されていることが評価されるべきであり、そしてこそ棄兵政策の全体像が見えてくるのである。

②「安全配慮義務違反」；ドイツ將兵の場合は、ドイツ首相が直接ソ連を訪問し、国際法違反を指摘して、帰還を実現している。「外交権が停止」されていた時期をめぐっても、他国の対応との比較において不十分であった。

③「立法不作為」；「戦後補償裁判」は全て退けられている。人権保障の最後の砦たる裁判所が自ら狭い縛りをかけるというスタンスは國民にとって不幸である。

Q6；「棄兵」政策と「棄民」政策の共通点と相違点。

A6；「國体護持」の優先という大目標の下で、國民が捨てられた結果としての犠牲という点では共通している。兵士は「労役賠償」として、満足な施設・食事もない酷寒の地での労働力として酷使され、多数の犠牲者を出した。開拓団は何ら情報を与えられることもなく、軍・人・設備全てボロボロの状態の下での避難・移動によって、子供・婦人・老人の多数の犠牲を強いられた。他方、被害の起り方という点では、抑留者の場合は「三重苦」による犠牲と帰国後の苦労があり、開拓民の場合はソ連軍と土地を奪われた現地民による襲撃からの逃避行中の集団自決などの犠牲、長期にわたる残留（婦人・孤児）を強いられたという違いがある。

Q7；京都訴訟の総括的意義について。

A7；2007～2013年にかけて6年間にわたり闘われた「シベリア抑留者国家賠償訴訟」は最高裁での全面敗訴によって一応の決着をみた。戦後補償裁判はなかなか勝つことが難しい壁が立ちはだかっている。もちろん裁判だけでは限界があり、原告一弁護団は運動一訴訟と一体となって戦いを進めてきた。原告団は署名活動や「シベリア抑留展」を京都・大阪等で開催し、多くの

市民が関心を高め、支援を寄せてくれた。マスコミも取り上げてくれた結果、学習会・講演会依頼も増え、原告・弁護団が積極的に応じた。学校にも呼ばれるようになった。映画製作も行われ、裁判をきっかけに新聞記者が取材のみならず研究に着手し、毎日新聞社関係からは複数の新書版（栗原俊雄『シベリア抑留未完の悲劇』岩波新書 1207、2009年など）が刊行された。先行東京訴訟および京都訴訟によって、シベリア抑留問題はその認知度を大いに高めることになった。2010年には「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」が制定され、残留期間に応じて一定の金銭的支給が行われるようになったが、これは別の抑留者団体が一貫して取り組んできた成果であるが、京都訴訟もその後押しとなった。冒頭の質問にもあったが、少なくとも、過去の忘れてはいけない出来事を改めて広く国民に認識して貢うことに貢献したという意義があったと考えている。

以上